

福井県公害防止条例施行規則の改正内容（案）について

1 改正内容

- 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して事故発生および復旧工事完了の届出を義務付ける対象施設に、改正法の施設（指定施設*）を追加する。

*指定施設とは、指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいい、指定物質は、ホルムアルデヒド、過酸化水素、水酸化カリウム等 52 物質が水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令において規定された。

（参考）

現在、条例で事故時における措置を義務付けている施設

- ・ 条例に基づく特定施設
- ・ 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設、一般粉じん発生施設
- ・ 水質汚濁防止法に基づく特定施設、貯油施設
- ・ 条例に基づく地下浸透禁止物質を含む原材料を貯蔵する施設
- ・ 上記施設から排出し、または発生させる汚水等を処理する施設

- 汚水および廃液に係る特定施設において、事業者が測定・記録・保存しなければならない項目は、規制基準が定められた物質のうち、排出のおそれがあるとして届出に記載した項目とする。

- その他所要の改正を行う予定

2 今後の予定

来年 4 月の施行を予定